



上富田町告示第 134 号

下記規則を公布する。

令和8年 9月16日

上富田町長 奥 田 誠



記

1. 上富田町老人医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上富田町老人医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

〔 令和 8 年 9 月 1 6 日
規 則 第 2 2 号 〕

（上富田町老人医療費の支給に関する条例施行規則の一部改正）

上富田町老人医療費の支給に関する条例施行規則（平成 26 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「和歌山県社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

上富田町老人医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
(支払い及び支給方法) 第6条 (略) 2 (略) 3 町長は、条例第6条第2項に規定する支払いを医療情報基 盤・診療報酬審査支払機構、和歌山県国民健康保険団体連 合会その他厚生労働省で定める機関に委託し、当該保険医 療機関に支払うことができる。	(支払い及び支給方法) 第6条 (略) 2 (略) 3 町長は、条例第6条第2項に規定する支払いを和歌山県社会 保険診療報酬支払基金、和歌山県国民健康保険団体連合 会その他厚生労働省で定める機関に委託し、当該保険医療 機関に支払うことができる。